

6 防災・防犯



6-1 災害に強いまちづくり

6-1-1 災害の未然防止と減災

【現況と課題】

近年、台風や豪雨による風水害や土砂災害が全国的に多発しているほか、東海・県西部地震、富士山噴火の発生の切迫性が指摘されており、本町でもこれらの災害により被害を受けることが予測されています。

災害発生時に町民の生命や財産を守るため、町民を対象とした災害種別ごとの防災訓練の実施などにより、防災や自助・共助の意識向上を図るとともに、住宅の耐震化や通学路等における危険ブロック塀等への対策を促進しています。

また、調整池の適切な管理、排水施設の整備などによる防災・減災対策を進めるとともに、治山・治水工事については、引き続き県と協働で取り組んでいく必要があります。

【施策目標】

災害種別ごとの防災訓練の実施やハザードマップ※の配布などにより町民一人ひとりの防災意識の向上に努めるとともに、治山・治水対策事業等による災害未然防止や地震・大雨災害に備えた取組を進めることで安心して暮らせるまちづくりを進めます。

6-1-1-1 大規模災害への減災対策の促進

【施策内容】

防災訓練の実施やハザードマップの配布などにより町民一人ひとりの防災意識の向上に努めるとともに、住宅の耐震化や危険ブロック塀等への対策を促進するなど、災害の未然防止対策・減災対策に努め、災害に強いまちづくりを進めます。

6-1-1-2 災害に備えた施設の維持管理・整備等の促進

【施策内容】

災害に備えた既存施設の適正な維持管理、災害発生後の早急な復旧に資する地籍調査事業の推進に努めるとともに、河川改修工事、急傾斜地崩壊防止工事等については、引き続き関係機関と協力して取り組みます。

※ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を示した地図。

6-1-2 防災体制の充実

【現況と課題】

大規模災害の発生に備え、町では他自治体や民間企業、各種団体などと災害時の応援協定を締結していますが、東海・県西部地震をはじめ、風水害や土砂災害などの発生が危惧されている中、災害時における対策や防災体制の強化が求められています。

災害発生時の情報受発信機能の多様化、災害時要援護者の避難支援対策など、総合的な防災対策が必要となります。

地域での助け合いなど町民一人ひとりの果たす役割は大きく、自主防災組織の活動支援や防災リーダーの育成、防災訓練などを通じた自主的な防災体制の強化を進めていく必要があります。

また、消防救急体制については小田原市への消防事務委託により常備消防の充実・強化を図るとともに、消防団が火災、風水害、地震などの災害に備えており、地域の防災の核として重要な役割を果たしていますが、年々消防団員の確保が難しくなっています。

【施策目標】

災害時に的確な対応が取れるよう情報受伝達機能の強化や、地域における自主的な防災活動への支援、必要な防災資機材の整備に努め、町民と行政が迅速で的確な行動ができるよう防災対策の総合的な推進を図ります。

6-1-2-1 自主防災組織活動の支援

【施策内容】

災害時の自助・共助を促進するため、総合防災訓練や出前講座を実施し、対応力を備えた自主防災組織の充実を図るとともに、防災リーダーの育成に努めます。

6-1-2-2 災害時の避難支援体制の整備

【施策内容】

町民・行政が連携し、災害発生時の情報発信や避難場所・避難方法の的確な指示、避難行動要支援者[※]の安否確認や避難支援等を迅速・適正に行うための体制の整備を推進します。

6-1-2-3 消防・救急体制の充実

【施策内容】

消防広域化による消防・救急業務の更なる充実に努めるとともに、地域の消防・防災活動に重要な役割を担う消防団活動への理解を促し、より実効的な組織となるよう団員枠の拡大などにより消防団員の確保と装備・資機材の充実を図ります。

[※]避難行動要支援者：高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人。

6-2 安全・安心なまちづくり

6-2-1 防犯・交通安全

【現況と課題】

町内における近年の犯罪発生件数は年間 50 件前後で推移しており、依然として窃盗・振り込め詐欺等の犯罪が発生している状況です。誰もが安心して暮らせる町の実現のためには、地域と行政が協働し活動を周囲に発信していくことが重要です。

警察などの防犯関係団体との連携や町民への迅速かつ的確な情報提供、防犯ボランティア活動の充実なども必要です。

また、交通事故の抑止のため、これまで実施してきた幼児や児童を対象とした交通安全教室に加え、高齢者を対象とした交通安全対策や交通マナー向上についての普及啓発活動が求められています。

【施策目標】

子どもから高齢者までが地域で安心して暮らせる安全なまちづくりの実現に向けて、町民と行政の協働により防犯対策・交通安全の普及啓発活動に努めます。

6-2-1-1 地域防犯体制の整備

【施策内容】

自主防犯団体への活動支援により地域における防犯意識の向上に努めます。

また、防犯関係機関や他自治体との連携、情報共有により町民への防犯情報の周知に努めるとともに、防犯カメラなど防犯設備の運用により地域防犯体制を構築します。

6-2-1-2 交通安全意識の向上

【施策内容】

子どもや高齢者を対象とした交通安全教育の充実や町交通指導隊員等による街頭指導、交通安全啓発キャンペーンなどにより交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努めます。

6-2-2 消費者の保護

【現況と課題】

情報通信技術の進展・普及により、いわゆるワンクリック詐欺※や架空請求、また、インターネット接続回線の契約など、インターネット関連の苦情・トラブルが急増しています。国においては、消費者庁の設置や消費者基本法に基づく消費者保護のための取組が進められています。本町では、被害に遭いやすい高齢者や若年層向けに被害防止リーフレットを作成・配布するとともに、消費生活センターなどの関係機関と連携して相談業務にあたるなど被害防止の啓発や消費者トラブルへの対応に関する支援を進めています。

今後も、多様化・高度化・複雑化する商取引に伴う消費者トラブルに対応していく必要があります。

【施策目標】

消費生活を取り巻く知識の普及と諸問題の解決に努めるとともに、相談業務の充実、強化を目指します。

6-2-2-1 情報提供と意識啓発

【施策内容】

消費者トラブルの具体的な事例や予防策についての情報提供を図るとともに、消費生活センターなどの関係機関と連携しながら、意識啓発や知識の普及に努めます。

6-2-2-2 相談業務の充実強化

【施策内容】

消費者トラブル解決のため、消費生活センターや他市町村など関係機関と連携し、町民が気軽に悩みを相談することができるよう、引き続き相談窓口の充実に努めます。

※**ワンクリック詐欺**：インターネットや電子メールに記載されたアドレスをクリックしただけで、一方的にサービスへの入会などの契約成立を宣言され、多額の料金の支払いを求められるという詐欺。